

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和8年3月17日

県南広域振興局長 菅原健司

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス三関店 一関市三関字神田90番1ほか

ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設の位置及び面積

エ 変更する年月日 令和8年11月3日

オ 変更の理由 商品搬入の効率化のため

(2) 届出年月日 令和8年3月2日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングプラザアピア 北上市藤沢19地割35番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ 変更する年月日 令和8年11月3日

オ 変更の理由 商品搬入の効率化のため

(2) 届出年月日 令和8年3月2日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 中道リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上鬼柳ショッピングセンター 北上市鬼柳町都鳥190番地2

ウ 変更しようとする事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

エ 変更する年月日 令和8年11月3日

オ 変更の理由 商品搬入の効率化のため

(2) 届出年月日 令和8年3月2日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所